

原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書

群馬県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、群馬県民の安全・安心を確保することを目的として、次とおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (3) 群馬県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。

（事象の報告）

第2条 次の各号のいずれかに該当する事象が発生したとき（前条に規定するときを除く。）は、乙は、甲に対し、その内容及び講じた対策について報告するものとする。

- (1) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (2) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (4) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (5) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (6) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (7) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる事象が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第3条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

（協議）

第4条 この覚書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき又は県民の安全の確保に関してこの覚書に定めのない事項並びにこの覚書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県

知事 大澤正明

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己